

西東京市内連絡バス停留所ネーミングライツ選定基準

第1 趣旨

この基準は、西東京市内連絡バス停留所ネーミングライツを募集するにあたり、パートナー候補者及び副バス停名称の可否の審査を適正に行うことを目的とする。

第2 応募資格

はなバス停留所ネーミングライツに申し込みできる対象者は、対象のはなバス停留所に近接する法人・事業所・店舗・施設等（以下、「団体」という。）とする。

2 前項に掲げるほか、次の各号に掲げる団体及び当該団体から直接又は間接に支援を受ける団体ではないこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する団体
- (2) 西東京市内連絡バス停留所ネーミングライツ申込書提出時点において、西東京市指名停止基準（平成 13 年 5 月 14 日付 13 西総契第 12 号市長決裁）による指名停止を受けている団体
- (3) 西東京市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 20 号）に規定する暴力団関係者に該当する団体
- (4) 西東京市契約における暴力団排除措置要綱（平成 26 年 4 月 1 日制定）に基づく入札参加排除措置を受けている団体
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている団体
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている団体
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている団体
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている団体
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条の規定により、風俗営業と規定される業種並びに類似の業種の団体
- (10) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条の適用を受ける業種の団体

- (11) 社会的に問題を起こしている団体
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない団体
- (13) 各種法令に違反している団体
- (14) 直近3事業年度において、法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人都道府県民税又は法人市町村民税に未納税額がある団体
- (15) 提出された書類の記載事項に虚偽があった団体

第3 副バス停名称の基準

副バス停名称は、団体名とし、原則として語尾に「前」等と付記するものとする。ただし、市とパートナーの協議のうえ、団体名の一部を略称とすることができる。

2 次の各号に掲げる事項にあたる名称は、副バス停名称としない。

- (1) 法令の規定に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 市の信用若しくは品位を害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝するもの
- (5) 政治、宗教、外交、社会問題等に係るもの
- (6) 暴力、脅迫その他非合法な行為に係るもの
- (7) 差別、偏見等を助長するおそれのあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 商標権等、知的財産権その他第三者の有する権利を侵害するもの
- (11) その他、はなバス停留所の副バス停名称として適当でないと市長又は運行事業者が認めるもの

第4 業種ごとの審査基準

ネーミングライツの審査を行う際の主な業種ごとの審査基準は下表のとおりとする。なお、以下に定める業種のほか、本表に定めのない各業種においても関係法令があるものについては順守することとする。

	業種	審査基準
1	人材募集	(1) 広告主が労働関連法令を遵守しているものであること。 (2) 広告主が業務停止、又は労働紛争中ではないこと。
2	学習塾及び予備校等（専門学校を含む。）	通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものでないこと。
3	施術所（あん摩マ	事業所があん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関

	マッサージ指圧)	する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定に違反していないこと。
4	薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）	事業所が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、食品衛生法並びに各法令の所管省庁の通知等に定められた規定に違反していないこと。
5	健康食品、保健機能食品、特別用途食品	事業所が健康増進法（平成14年法律第103号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、食品衛生法（昭和22年法律第233号）並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に違反していないこと。
6	エステティック・美容サービス	特定商取引に関する法律に基づき、契約に関わる書類等を交付していない事業者ではないこと。
7	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等	有料老人ホームにおいては、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営指導指針」に規定する事項を遵守していること。
8	葬祭業	業界団体に加盟している事業者であること。
9	古物商、リサイクルショップ等	営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
10	結婚相談所、交際紹介業	(1) 業界団体に加盟している事業者であること。 (2) 特定商取引に関する法律に基づき、契約に関わる書類等を開示していない事業者ではないこと。 (3) 公的機関に認定された個人情報の保護体制を整えていること表示すること。
11	トランクルーム	国土交通省が定める基準を満たし認定を受けた事業者であること。
12	金融商品	金融商品に応じた監督行政庁等の許可・登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であること。
13	保育所、保育サービス	(1) 保育施設については、都道府県等の認可を受けている、又は指導監督基準等を満たしている事業者であること。 (2) 一時預かり保育事業については、国の実施基準を満た

		した事業者であること。 (3) ベビーシッター事業については、公益財団法人全国保育サービス協会に加盟している事業者であること。ただし、認定ベビーシッターであっても個人のベビーシッター事業者でないこと。
--	--	---

附則

この基準は、令和7年7月1日から施行する。